

狭山市立富士見小学校外3校トイレ改修工事設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 狭山市立富士見小学校外3校トイレ改修工事設計業務委託

2. 計画施設概要

(1) 施設名称及び敷地の場所

狭山市立富士見小学校	狭山市中央4丁目17番1号
狭山市立水富小学校	狭山市根岸2丁目22番1号
狭山市立堀兼小学校	狭山市大字堀兼1234番地
狭山市立狭山台小学校	狭山市狭山台4丁目25番地

(3) 施設用途 小学校

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第七号 第1類とする。

3. 業務期間 契約日から 令和 9年1月29日まで

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地面積

富士見小学校	21,481	m ²
水富小学校	14,430	m ²
堀兼小学校	18,537	m ²
狭山台小学校	23,560	m ²

b. 用途地域

富士見小学校	第1種住居地域
水富小学校	第1種低層住居専用地域
堀兼小学校	指定なし
狭山台小学校	第一種住居地域

c. 防火地域 ・防火 ・準防火 (○)指定なし

d. 地域・地区等 _____

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積

富士見小学校	6,160	m ²
水富小学校	4,177	m ²
堀兼小学校	5,281	m ²
狭山台小学校	7,484	m ²

b. 主要構造・階数 RC造 3階又は4階建て

(3) 建設の条件

- a. 工事費 138,000 千円 程度 (令和9年度)
154,000 千円 程度 (令和10年度)
- b. 建設工期 令和9年度及び10年度
(夏休み期間を中心とした時期を想定)

(4) 設計条件

- ・業務に係る工事は国庫補助金(学校施設環境改善交付金)の対象工
事となる。
- ・工事費の概算を令和8年9月末日までに提出する。
- ・トイレ改修工事の検討。

II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)による。
なお、埼玉県電子納品運用ガイドラインに係る項目は適用しない。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。(2. 管理技術者の資格要件 については、○印の付いたものうちいずれかの資格を有すること)

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法(昭和25年法律 第202号)による一級建築士
 - 建築士法(昭和25年法律 第202号)による建築設備士
 - - ・ 技術士相当又は大学卒業後18年以上の実務経験相当
 - ・ 大学卒業後13年以上の実務経験相当
 - ・ 大学卒業後8年以上の実務経験相当
 - ・ 大学卒業後5年以上の実務経験相当
- の能力を有すること

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計
- ・ 建築(総合)基本設計
 - ・ 建築(構造)基本設計
 - ・ 電気設備基本設計
 - ・ 給排水衛生設備基本設計
 - ・ 空気調和・換気設備基本設計

- b. 実施設計
- 建築（総合）実施設計
 - ・ 建築（構造）実施設計
 - 電気設備実施設計
 - 給排水衛生設備実施設計
 - 空気調和・換気設備実施設計

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務
- 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）

- ・ リサイクル計画書の作成
- 仮設職員室の計画図及び積算業務
- 夏休み期間を中心とした工事工程表
 - ・ 日影図作成（ ）
 - ・ 計画通知手続き業務（手数料の納付は含まない）
 - ・ 関係法令等に基づく各種申請手続き又は届出業務（標識看板の作成及び設置・撤去、設置報告書等の作成・届出、住民説明の実施を含む）
 - ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- 総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成
- 会計検査院が行う、業務に係る工事を対象とする会計検査に必要な書類作成及び検査への協力
- アスベスト含有調査（外壁等）

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d. 見積の徴収にあたっては、原則 3 社以上取る。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時

- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他 ()

(3) 適用基準等

- a. 共通 (各基準は最新版とする。)

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・ 埼玉県環境配慮方針
- ・ 埼玉県福祉のまちづくり条例
- 建設副産物の手引き
- 防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書

- b. 建築

- 埼玉県建築工事特別共通仕様書
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・ 木造建築工事標準仕様書
- 建築設計基準
 - ・ 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
 - ・ 擁壁設計標準図
 - ・ 構内舗装・排水設計基準
 - ・

- c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）
- 公共建築工事積算基準

- d. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

成後の維持管理に使用することがある。

5. その他 諸条件

- ・ 設計業務等に関する損害賠償保険に加入すること。
- 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）への業務実績情報の登録を行うこと。
- アスベスト含有調査については各校1検体程度とする。

6. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	原図	製本形態	摘要
a. 建築総合 ・ 建築総合設計図 ・ 仕様概要表 ・ 仕上表 ・ 面積表及び求積図 ・ 敷地案内図 ・ 配置図 ・ 平面図（各階） ・ 断面図 ・ 立面図（各面） ・ 矩計図（主要部詳細） ・ 基本設計説明書 ・ 工事費概算書 ・ 仮設計画概要書 ・			
b. 建築構造 ・ 基本構造計画案 ・ 構造計画概要書 ・ 構造仕様概要書 ・ 工事費概算書 ・			
c. 電気設備 ・ 電気設備計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書 ・			
d. 給排水衛生設備 ・ 給排水衛生設備計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書 ・			

成果物等	原図	製本形態	摘要
e. 空気調和・換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気調和・換気設備計画概要書 ・ 仕様概要書 ・ 工事費概算書 ・ 			
f. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 透視図 ・ 模型 ・ 日影図 ・ ・ 			
g. 資料・提出図書等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各技術資料 ・ リサイクル計画書 ・ 各記録書 ・ CADデータ ・ ・ 			

(注)：建築構造の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。

：電気設備、給排水衛生設備及び空気調和・換気設備の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。

：建築総合の設計図は、適宜、追加してもよい。

：工事概要書、工事概算書等のデータはMicrosoft社のWord(.docx)形式、Excel(.xlsx)形式とする。

なお、提出にあたってはウィルス対策を実施するものとする。

：CADデータの保存形式等については、JWCAD(.Jw-win)形式とする。

：工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。

(2) 実施設計

成果物等	原図	製本形態	摘要
<p>a. 建築総合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築総合設計図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物概要書 ○ 仕様書 ○ 仕上表 ・ 面積表及び求積図 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ○ 平面図（各階） <ul style="list-style-type: none"> ・ 断面図 ・ 立面図（各面） ・ 矩計図 ・ 展開図 ○ 天井伏図（各階） ○ 平面詳細図 ○ 部分詳細図（断面含む） ○ 建具表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外構図 ○ 総合仮設計画図 ・ 劣化状況現況図 ○ 工事費概算書 ○ 積算数量算出書 ○ 積算数量調書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通知図書 ○ 見積依頼書 ○ 見積書 	<p>各 1 部</p> <p>各 2 部</p> <p>各 3 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p> <p>各 1 部</p>	<p>○ A 1 ・ A 2 二つ折 製本</p> <p>○ A 1 ・ A 2 バラ図</p> <p>○ A 3</p> <p>原本</p>	<p>縮小版</p> <p>CD-R等</p>

成 果 物 等	原 図	製 本 形 態	摘 要
g. 資料・提出図書等 ● 各技術資料 ・ 省エネルギー関係計算書 ・ コスト構造改善検討報告書 ・ リサイクル計画書 ● 各記録書 ● CADデータ ・ ・	一式 各 1 部 各 1 部 各 1 部 一式 一式		CD-R等

(注)：建築構造の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

：工事概要書、工事概算書、積算数量算出書等のデータはMicrosoft社のWord(.docx)形式、Excel(.xlsx)形式とする。

：CADデータの保存形式等については、JWCAD(.Jw-win)形式とする。

：工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。